



## 建設分野特定技能外国人受入企業向け

# 「資格取得等奨励金制度」 について

# 2号移行後の 企業支援として 5万円を支給



### ● 制度概要

「資格取得等奨励金制度」は、建設分野における特定技能外国人の資格取得を促進し、キャリアアップを支援する制度です。建設分野特定技能2号評価試験または建設関係の技能検定1級相当（注）に合格し、特定技能2号の在留資格に移行した場合、受入企業に5万円を支給します。

※特定技能外国人本人への支給はありません。

- 本制度は2026年6月以降に内容が変更されています。適用は合格証の発行日で判断されます。

2026年6月1日以降：特定技能2号へ移行後、受入企業に5万円

2026年5月31日まで：本人・企業それぞれに10万円

- 当機構HPの「特定技能受入支援サービス」より、申請を承ります。

### 〈注〉（建設関係の技能検定）

造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、シャッター施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、建具製作・表装・鉄工

※シャッター施工については、現時点では特定技能2号への移行要件には含まれません

参考資料：<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004966.pdf>



## 「資格取得等奨励金制度」の詳細について

### ● 支援対象者

建設分野2号評価試験に合格した場合、または建設関係の技能検定1級相当に合格した場合、合格者が特定技能2号へ移行後に50,000円を支給いたします。

※建設分野特定技能2号評価試験、技能検定1級又は技能検定単一等級に合格した時点で就労している受入企業

### ● 支援対象範囲

1. 2019年4月1日以降の資格取得が対象（遡り申請可能）
2. 対象の資格取得した特定技能外国人を雇用している受入企業  
※特定技能外国人本人への支給は対象外
3. この制度は受入負担金を原資としているため、受入企業が所属する全ての1号特定技能外国人の受入負担金を支払っている企業が対象です。

### ● 申請専用サイト

JAC（建設技能人材機構）のサイトトップページ、「資格取得等奨励金制度」でキャリアアップページ内にある「申請専用サイト」ボタンより申請サイトをご利用ください。

URL (<https://jac-shinsei.com/shikakushien/>)  
なお、申請の際は、受入企業の登録が必須



〈問合せ先〉 資格取得等奨励金制度申請事務局

電話 0120-207-056  
月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）9時～17時30分  
E-mail [shikakushien@i-rac.co.jp](mailto:shikakushien@i-rac.co.jp)

QRコードからも申請サイトへアクセスできます。

